

入札説明書

平成 29 年度静岡県立こころの医療センター水質検査業務（平成 29～31 年度）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書による。

- 1 公告日 平成 29 年 3 月 8 日(水)
- 2 入札執行者 地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成
- 3 担当部署 〒420-0949 静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号
静岡県立こころの医療センター総務経営課総務係
電話番号：054-271-1135
- 4 業務内容等
 - (1) 入札番号 こ医総第 214 号
 - (2) 業務名 平成 29 年度静岡県立こころの医療センター水質検査業務（平成 29～31 年度）
 - (3) 業務場所 静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号
静岡県立こころの医療センター
 - (4) 業務期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
 - (5) 業務概要 各種法令、指針等に基づき水質検査を行う。
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県の庁舎等管理業務競争入札参加資格（飲料水水質検査）を有している者又は新たに競争入札資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
 - (3) 水道法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関であること。
 - (4) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成 18 年度集用第 103 号）に基づく入札参加停止期間中ではないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 入札説明書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から平成 29 年 3 月 17 日（金）まで

(2) 配布方法

ホームページ上に掲示する。

7 入札参加の申し込み、入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は受理した申請書及び資料の不足又は不備等により入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

ア 提出期間

上記 6 (1)と同様。ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

イ 提出場所等

上記 3 に持参すること

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成 29 年 3 月 21 日（火）までに通知する。

- (3) 申請書は様式 1 により作成すること

- (4) 資料とは、次によるものをいう。

ア 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 水道法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関であることを証する資料の写し

- (5) 入札参加申込みに係る注意事項

ア 申請書・資料の作成及び申込みに係る費用は申請者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

8 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、平成 29 年 3 月 22 日（水）までに日本語の書面（様式任意）を持参することにより提出しなければならない。

- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、平成 29 年 3 月 24 日（金）までに説明を求めた者に対して日本語の書面により回答する。

- (4) (2)の書面の提出先は、上記 3 に同じとする。

9 仕様書等の交付

- (1) 交付期間 広告日から平成29年3月17日(金)まで
- (2) 交付場所 静岡県立こころの医療センターホームページ上に掲載し、直接配布は行わない。

10 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行日時 平成29年3月27日(月) 午前10時00分
- (2) 入札執行場所 静岡市葵区与一4丁目1番1号
静岡県立こころの医療センター2階講義室
- (3) 委任状 代理人が入札を行う場合、委任状(様式2により作成)を持参すること
- (4) その他
 - ア 郵送及び電送による入札は認めない。
 - イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払は、日本国通貨に限るものとする。
 - ウ 入札書(様式3により作成)は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「こ医総第214号[平成29年度静岡県立こころの医療センター水質検査業務(平成29~31年度)]と記載しなければならない。
 - エ 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - オ 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行者が認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
 - カ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - キ 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
 - ク 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
 - ケ 入札が予定価格の範囲内でない場合は、直ちに再度の入札をする。
 - コ 入札執行回数は2回を限度とする。

11 開札

開札は10に掲げる日時、場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

14 入札保証金及び契約保証金

免除

15 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が上記(1)の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 異議の申し立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 その他

- (1) 入札参加者は、契約書及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) その他詳細不明の点については、次の機関へ照会すること。

静岡県立こころの医療センター総務経営課総務係

電話番号：054-271-1135

E-mail：kokoro-soumu@shizuoka-pho.jp

E-mailによる照会を行った場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。

仕様書の内容に関する照会は、平成29年3月17日（金）午後4時までに行うこと。